平成２８年（フ）第２９３８号
大阪市中央区本町橋６―19　本町第２今岡ビル11階1101号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南本町３丁目２番９号
破産者　ローラス株式会社
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２３３号
大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目10番８号
破産者　株式会社Ｊｅｔ
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６１号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番28号
破産者　株式会社アサノエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４９号
大阪市西区南堀江１丁目15番17号
破産者　株式会社Ｓｏｕｋｉ
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４９５号
大阪市淀川区宮原２丁目11番９号白鳳第２ビル202号室
破産者　株式会社カネシン
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市昆陽６丁目64番地の１の205号
破産者　株式会社クリエイティブスペース
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６３６号
北九州市若松区原町２番20号
破産者　株式会社クロキ創建
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０８号
佐賀県小城市三日月町長神田596番地24、商業登記簿上の本店所在地佐賀県小城市三日月町長神田136番地３
破産者　リーダス株式会社
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２９号
東京都立川市西砂町６丁目76番地10
破産者　株式会社松原住設
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８３０号
東京都立川市一番町６丁目17番地の188　21サンハイム102号、破産手続開始決定時の住所東京都立川市西砂町６丁目76番地の10
破産者　重松　勝彦
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８５５号
東京都町田市金森４丁目７番６号
破産者　チャンチュン　陳　　純
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０５号
岐阜県関市武芸川町八幡1337番地２
破産者　有限会社桜
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５５号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目６番地１
破産者　退職教員友の会有限会社
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
静岡県三島市広小路町６番24号
破産者　オフィスさんたま合同会社
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
三重県桑名市福岡町471番地１、旧本店所在地愛知県刈谷市今川町阿野前11番地１
破産者　株式会社サンデー
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
三重県桑名市大字桑名628番地22　ポレスター北浜1002号
破産者　羽田野奨太
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
三重県四日市市西松本町528―１
破産者　株式会社ムラセ電化
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
三重県桑名市長島町押付538番地30
破産者　前田　榮生
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
奈良市学園南１丁目４番４号　説田方
破産者　岩﨑美恵子
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９０号
岡山市北区西古松２丁目13番17号
破産者　株式会社新星警備
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９１号
岡山市北区田中154番地111、開始決定時の住所岡山市北区大安寺中町６番11号
破産者　佐原　清之
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６号
佐賀市高木瀬東３丁目13番９号
破産者　有限会社佐賀配本センター
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係